

# 江別市勤労者共済会規約

# 江別市勤労者共済会規約

(名 称)

第1条 この会は、江別市勤労者共済会（以下「共済会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 共済会は、江別市内の事業所の勤労者の福利厚生を増進を図り、企業の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 共済会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 死亡、慶弔、傷害、疾病及び災害等に対する給付金等（以下「給付金」という。）の給付事業
- (2) 福利厚生事業その他共済会の目的達成に必要な事業

(保険契約の締結)

第4条 前条第1号に定める給付金給付事業は共済会独自給付を除いて、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木2-11-17）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約（以下「保険契約」という。）を締結して実施するものとし、共済会または会員が保険契約の被保険者となり、保険金支払いの条件等については、保険契約に付帯する普通保険約款の規定によるものとする。

(付加給付と独自給付)

第5条 共済会は、第4条の保険契約に基づく給付額に付加した給付、あるいは保険契約に基づかない給付種目の給付をすることができる。

(入会又は退会)

第6条 共済会への入会、または退会は事業所（法人、個人、その他の団体を含む）単位とし、共済会の承認を得なければならない。

(会 員)

第7条 共済会に加入できる者は、江別市内に住所を有する事業所の事業主・役員及び従業員とする。ただし、次の各号に掲げる者は会員になることはできない。

- (1) 加入するときの年齢が満15歳未満の人
- (2) 雇用期間が6か月未満の臨時及びパートタイマー、その他これらに準ずる人
- (3) その他、理事長が適当でないと認めた人

(資格の喪失)

第8条 第9条に定める会費を3か月以上滞納したときは、理事会の議決により会員の資格を失わせることができる。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。

(会費の納入、会員資格の取得日)

第9条 共済会に加入するときは、会員1人につき月額500円の会費を納めなければならない。

- 2 会費を納めた日をもって会員の資格を取得し、第3条第2号の適用となる。ただし、同条第1号の給付事業の適用には25日（その日が休日の場合はその前日）までに納めると翌月1日から、25日を過ぎるとその翌々月の1日からの適用となる。
- 3 会員の退会などにより会費の過誤納金が生じた場合は還付する。ただし、25日を過

ぎて退会の手続きがなされた場合は翌月分に係る過誤納金は還付しない。

(個人情報取り扱い)

第10条 共済会は、個人情報の取り扱いを次の各号に定め、情報の適正な管理と利用、その保護に努めなければならない。

- (1) 共済会は、会員から取得した情報を第4条に定める共済契約の引受保険団体との締結、各種事務手続きの確実な処理、及び共済会が提供する共済事業や福利厚生事業の適正な運営のために限って利用し、外部に提供することは厳に慎むものとする。
- (2) 会員は、氏名、生年月日、性別、就職年月日さらに既婚者であれば婚姻届出年月日を、会員の同居家族については、氏名、生年月日、続柄を共済会に提供するものとする。
- (3) 共済会では、会員等の個人情報を責任をもって管理し、情報の漏洩、滅失または毀損の防止、その他安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- (4) 会員若しくは事業主から個人情報の開示依頼がある場合は、その内容を回答するものとし、内容の訂正、追加または削除の依頼がある場合、その内容の訂正、追加または削除するものとする。

(給付金)

第11条 第3条第1号及び第5条の規定に基づく給付金の給付種目は、次の各号に掲げるとおりとし、給付額は別表のとおりとする。

- (1) 会員が疾病により死亡したとき
- (2) 会員が不慮の事故により死亡したとき
- (3) 会員が交通事故により死亡したとき
- (4) 会員が疾病により重度障害となったとき
- (5) 会員が不慮の事故により、重度障害、または後遺障害となったとき
- (6) 会員が交通事故により、重度障害、または後遺障害となったとき
- (7) 会員の配偶者（「事実婚を含む」以下同じ。）が死亡したとき
- (8) 会員の子が死亡したとき(妊娠7カ月以上の死産を含む)
- (9) 会員及び配偶者の親が死亡したとき
- (10) 会員が傷病により、下記の日数以上休業したとき
  - ①連続14日以上30日未満
  - ②30日以上60日未満
  - ③60日以上90日未満
  - ④90日以上120日未満
  - ⑤120日以上
- (11) 会員の居住している建物、または建物に収容する家財が、火災等によって損害を被ったとき
- (12) 会員の居住している建物が、自然災害によって損害を被ったとき
- (13) 会員と同居する親族（配偶者または6親等内の血族もしくは3親等内の姻族）が前11号、12号の事由によって死亡したとき
- (14) 会員が結婚したとき
- (15) 会員に子が出生したとき
- (16) 会員の子が小学校に入学したとき
- (17) 会員が銀婚、ルビー婚、金婚を迎えたとき
- (18) 会員が還暦を迎えたとき
- (19) 永年勤続祝金は、従事する企業の従業員となってから、下記の期間を迎えたとき。

- ①勤続10年
- ②勤続20年
- ③勤続30年
- ④勤続40年

2 共済会の請求権の時効は、事由の発生した日の翌日から起算して3年とする。

#### (役員)

第12条 共済会に理事8名以内、監事2名を置く。

- 2 理事の互選により理事長1名、副理事長1名を置く。
- 3 理事1名に江別市経済部長をもって充てる。

#### (役員職務)

第13条 理事長は、共済会を代表し、会務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故あるときはこれを代理する。
- 3 監事は、会計及び業務について監査する。

#### (役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充役員任期は前任者の残任期間とする。

#### (総会)

第15条 総会は、共済会の最高議決機関で、理事長が招集し、役員及び代議員をもって構成する。

- 2 総会は毎年1回とし、決算終了後2か月以内に開催するものとする。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は理事若しくは会員の過半数の請求があったときは、臨時に開催しなければならない。
- 3 総会の議長には、理事長をもって充てる。

#### (代議員)

第16条 代議員は、加入事業所ごとに会員の中から1名選出する。

#### (総会の議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会に諮らなければならない。

- (1) 予算及び決算について
- (2) 規約の改廃について
- (3) 事業計画について
- (4) 役員(補充役員を除く)の選任について
- (5) その他理事会が必要と認めた事項について

#### (理事会)

第18条 理事会は、理事長、副理事長、理事及び監事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じて理事長が招集し、その議長となる。

#### (理事会の議決事項)

第19条 次の各号に掲げる事項は、理事会に諮らなければならない。

- (1) 総会に提案する議案に関する事
- (2) 事業運営に関する事
- (3) 規程の制定及び改廃に関する事

- (4) 予算の補正に関する事
- (5) 役員
- (6) その他理事長が必要と認めた事項について

(総会の議決方法等)

第20条 総会は、代議員の過半数の出席がなければ開くことはできない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

2 総会及び理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

(会計)

第21条 共済会の経費は、会費、補助金、その他の収入をもって充てる。共済会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第22条 共済会の事務局を江別商工会議所内(江別市4条7丁目1番地)に置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局員を置くことができる。

3 事務局長及び事務局員は、理事長が任命する。

(委任)

第23条 この規約の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

附則(平成8年5月31日総会)

この規約は、平成8年5月31日から施行する。

附則(平成10年5月29日総会)

この規約は、平成10年5月29日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附則(平成15年5月30日総会)

この規約は、平成15年5月30日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附則(平成17年4月27日総会)

この規約は、平成17年4月27日から施行し、平成17年6月1日から適用する。

附則(平成21年5月29日総会)

この規約は、平成21年5月29日から施行する。

附則(平成25年5月24日総会議決)

この規約は、平成25年11月1日から施行する。

附則(平成27年5月15日総会議決)

この規約は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第10条第19号関係については平成25年6月1日から適用できるものとする。

附 則（平成28年4月27日総会議決）  
この規約は、平成28年4月27日から施行する。

附 則（平成30年5月23日総会議決）  
この規約は、平成30年5月23日から施行する。

附 則（令和元年5月27日総会議決）  
この規約は、令和元年5月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年5月25日書面表決）  
この規約は、令和2年5月25日から施行する。

附 則（令和4年6月9日総会議決）  
この規約は令和4年6月9日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年7月12日総会議決）  
この規約は、令和5年7月12日から施行する。

(別表 第 11 条関係)

## 江別市勤労者共済会給付金一覧

給付金事由			全労済協会分	共済会分	給付額	
お 祝 い 金	会員が結婚したとき		10,000	10,000	20,000	
	会員に子が出生したとき		6,000	6,000	12,000	
	会員の子が小学校に入学したとき		6,000	6,000	12,000	
	銀婚祝金(25周年)		10,000		10,000	
	ルビー婚祝金(40周年)		20,000		20,000	
	金婚祝金(50周年)		30,000		30,000	
	還暦祝金		10,000		10,000	
	永年勤続10年			5,000	5,000	
	永年勤続20年		10,000		10,000	
	永年勤続30年		20,000		20,000	
永年勤続40年		30,000		30,000		
死 亡 見 舞 金	本人	疾病による死亡	71歳未満	300,000		300,000
			71歳以上	150,000		150,000
	死 亡	不慮の事故による死亡		450,000		450,000
		交通事故による死亡 ※		750,000		750,000
	配偶者の死亡 ※※		40,000	10,000	50,000	
	子の死亡		20,000	10,000	30,000	
	親の死亡(配偶者の親を含む)		6,000	4,000	10,000	
傷 病 見 舞 金	休業14日以上30日未満		10,000	4,000	14,000	
	休業30日以上60日未満		15,000	1,000	16,000	
	休業60日以上90日未満		20,000	1,000	21,000	
	休業90日以上120日未満		25,000	1,000	26,000	
	休業120日以上		35,000	1,000	36,000	
後重 遺度 障 害	疾病による重度障害見舞金 (1級～3級②、③、④)	71歳未満	300,000		300,000	
		71歳以上	150,000		150,000	
	不慮の事故による重度障害・後遺障害見舞金 (1級～14級)		18,000～ 450,000		18,000～ 450,000	
	交通事故等による重度障害・後遺障害見舞金 (1級～14級)		30,000～ 750,000		30,000～ 750,000	
住 宅 災 害 見 舞 金	火災等	損害割合50%以上	200,000		200,000	
		損害割合30%以上	140,000		140,000	
		損害割合20%以上	100,000		100,000	
		損害割合20%未満	40,000		40,000	
	自然災害	損害割合70%以上	60,000		60,000	
		損害割合20%以上	30,000		30,000	
		損害割合20%未満	6,000	4,000	10,000	

	床上浸水	12,000		12,000
	同居する親族の死亡 ※※※	20,000		20,000

※交通事故による死亡給付金には、不慮の事故による死亡給付金が加算されています。

※※配偶者に事実婚が含まれます。

※※※配偶者、子、親の死亡見舞金に住宅災害見舞金加算されます